

(注)「心神喪失」とは、精神の障害によって正常な判断力を喪失している状態をいい、その例として、熟睡、泥酔、高度の精神病や精神薄弱を上げることができる。

「抗拒不能」とは、これ以外で心理的、物理的に抵抗することが不能又は極めて困難な状態、例えば、医師に対する信頼から治療行為と誤信した場合、部屋の暗さや夢うつつであったことと声の類似のため夫と誤信した場合、などをいうが「心神喪失」との区別は必ずしも明確ではない。

事実の摘示では被害者がそのような状態にあったこと、そして、これに「乗じて」わいせつな行為をしたことの摘示がなされなければならない。

なお、犯人が暴行、脅迫を用い、そのような状態を作出してわいせつ行為をしたときには、本罪ではなく、176条に規定するわいせつ行為罪に該当する。また、被害者において就寝前に飲んだ睡眠薬のため抵抗することが極めて困難な状態であったところ、被疑者においてそれを意識することなく粘着テープで口を封じ、両手を緊縛して姦淫した場合には、準強姦罪ではなく強姦罪である(津地判平4・12・14判タ822)。

なお、平成29年改正前、2人以上現場において共同して本罪を犯すことは、非親告罪とされた(旧180条2項)。この旧法においては(☞251頁と同様に)、「現場において」とは、犯人が2人以上同時に現場(視覚、聴覚で覚知できる範囲)に現在することであり、「共同して犯す」とは、2人以上の犯人が、それぞれ本件犯罪行為を分担して実行することである。

第4節 強制性交等(177条ないし181条)

平成29年改正の施行日が平成29年7月13日であり、この施行前にした犯行の処罰については、なお改正前の規定による(施行後の犯行は改正後の規定で処罰する)こととされているため、本書では以下に両方の記載例を掲載。なお、平成29年改正の施行後は、改正後の犯行はもちろん改正前の犯行であっても、告訴なく公訴提起できる(非親告罪化は遡及)。

① 強制性交等(平成29年改正前は強姦)……13歳以上(177条前段)

1 被疑者が男性・被害者が女性

被疑者は、平成29年10月2日午後5時5分ごろ、名古屋市千種区〇〇1丁目2番18号先路上において、通行中のA女(当時26歳)を認めて劣情を催し、強制的に同女と性交をしようと考え、その背後から左手で同女の口をいきなり押え、右腕でその首を強く絞めつけるなどの暴行を加えて同女を失神させ、その反抗を抑圧した上、同女を同所北側の草むらに引きずり込み、これを仰向けに倒して、同女と性交をしたものである。

*参考・平成29年改正前*強姦(改正前の177条前段)

被疑者は、平成28年10月2日午後5時10分ごろ、名古屋市千種区〇〇1丁目2番18号先路上において、通行中のA女(当時26歳)を認めて劣情を催し、同女を強いて姦淫しようとして、その背後から左手で同女の口をいきなり押え、右腕でその首を強く絞めつけるなどの暴行を加えて同女を失神させ、その反抗を抑圧した上、同女を同所北側の草むらに引きずり込み、これを仰向けに倒して、同女を強いて姦淫したものである。

2 被疑者が女性・被害者が男性

被疑者は、強制的にB男（当時22歳^①）と性交をしようと考え^④、平成30年4月10日午後11時30分ころ、京都市北区〇〇4丁目21番地比叡ハイツ201号室において、同人に対し、〇〇などの暴行を加え、その反抗を著しく困難^②にして同人と性交をした^③ものである。

3 被疑者が女性、第三者Bが男性、被害者Vが女性(一)

……Bが所在不明などの理由から被疑者のみ立件する場合の例

被疑者は、Bをして強制的にV（当時30歳^①）と性交させようと考え^④、Bと共謀の上、平成31年7月7日午後11時30分ころ、福岡市東区〇〇3丁目4番地B方前路上において、Vに対し、被疑者が「〇〇」などと言って脅迫し、Bが〇〇などの暴行を加え、Vの反抗を著しく困難にした上、BにVと性交^③をさせたものである。

4 被疑者が女性、第三者Bが男性、被害者Vが女性(二)

……被疑者もBも立件する場合の例

被疑者及びBは、共謀の上、Bに対して強制的にV（当時30歳^①）と性交しようと考え^④、平成31年7月7日午後11時30分ころ、福岡市東区〇〇3丁目4番地B方前路上において、Vに対し、被疑者が「〇〇」などと言って脅迫し、Bが〇〇などの暴行を加え、Vの反抗を著しく困難にした上、BにおいてVと性交^③をしたものである。

② 住居侵入、強制性交等（平成29年改正前は強姦）

……13歳以上（130条、177条前段）

1 住居侵入、強制性交等（平成29年7月13日施行）

被疑者は、平成30年1月31日午後10時ころ、女子を強姦する目的で、埼玉県東松山市〇〇852番地A方便所の窓から同人宅に侵入し、6畳間で同人の妻B女（当時23歳^①）が読書しているのを認めるや、強制的に同女と性交をしようと考え^④、同女に対し、いきなり飛びかかってその場に押し倒し、その上に馬乗りになって両手でその頸部を絞め付け、「静かにしろ、騒ぐと殺すぞ。」などと申し向けて脅迫し、その反抗を抑圧した^②上、同女と性交をした^③ものである。

*参考・平成29年改正前*住居侵入、強姦（130条、改正前の177条前段）

被疑者は、平成28年1月31日午後10時ころ、女子を強姦する目的で、埼玉県東松山市〇〇852番地A方便所の窓から同人宅に侵入し、6畳間で同人の妻B女（当時23歳^①）が読書しているのを認めるや、同女を強いて姦淫しよう^④と企て、同女に対し、いきなり飛びかかってその場に押し倒し、その上に馬乗りになって両手でその頸部を絞め付け、「静かにしろ、騒ぐと殺すぞ。」などと申し向けて脅迫し、その反抗を抑圧した^②上、同女を強いて姦淫した^③ものである。

177条前段の罪は、平成29年改正前は、13歳以上の女子を、暴行、脅迫を用いて、姦淫することにより成立する。

強姦罪の法定刑の下限が従前は2年であったが、暴力的性犯罪に関する国民の規範意識に合致させるため3年に引き上げられ、平成17年1月1日施行された。

平成29年改正後、177条前段の罪は強制性交等の罪として規定され、13歳以上の者^①に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をしたことにより成立し、法定刑の下限が懲役3年から懲役5年に引き上げられ